

伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第26号
2024/3/29

発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0034 大分市都町2丁目7-4
徳田法律事務所気付
TEL 090-7153-8775(連絡先 森山賢太郎)
http://anti-ikata.org
E-mail:info@anti-ikata.org



司法は福島事故を忘れたか！

あまりに酷い不当判決！！

2024.3.7
大分地裁



3月7日は私たち569名の原告にとって、7年間の裁判の取り組みの回答を期待する日でした。午後2時の判決時間を前にして、私たちは裁判所横のゆうえんかん公園（知事公舎跡地）で事前集会を持ち“気合いあわせ”を行いました。四国ネットワークのメンバー、広島裁判の会事務局メンバー、脱原発弁護団事務局メンバーも駆けつけて下さいました。

法廷の定員をはるかに上回る250名位の長蛇の列ができました。私たちは、好天のもとで28回目の入廷行動を整然と行いました。7年間、雨天中止になったことは一度もなく実施できました。

☆怒号の声が上がるなか、裁判官退席

武智舞子裁判長は冒頭に「原告の訴えを却下」と言い、その後に判決要旨を“棒読み”しました。私たちは次第に怒りがこみ上げてくるのを押さえることができませんでした。しまいには、立ち上がって声を上げる人たちの怒号を背中に浴びながら3人の裁判官（武智舞子、森朋美、山西健太）は退席しました。



☆全国的に注目される裁判に

能登半島地震後の原発裁判の判決ということで、マスコミ各社は全国的規模で大分地裁に結集し、傍聴者は大



<原発回帰政策に反対する先鋒として> 不当判決に屈せず、たたかいつづけます

伊方原発をとめる大分裁判の会原告団

3月7日、大分地裁（武智舞子裁判長、森朋美裁判官、山西健太裁判官）は私たち原告団の切実な訴えに対して、まともに受け止めることができず、許しがたい不当判決を下しました。弁護団とともにこの不当判決に怒りをこめて強く抗議します。

大分県下に暮らす569名の原告は7年間にわたって大分地裁で粘り強く訴え続けてきました。裁判長は次々に交代し、病で倒れた府内裁判長の後任の武智裁判長に判決が託されました。

伊方原発で福島第一原発のような過酷事故が起これば、私たちの生活基盤は根底から奪われ命さえも失うことが予想されます。「万が一」にもそのような事態を引き起こすことは許されません。このことの認識、現実を直視する態度、想像力が3人の裁判官に著しく欠けていたと言わざるをえません。

福島では「緊急事態宣言」が発令されたままであり、把握された数字で2万人以上の人々が避難生活を続けています。3つある原子炉に溶け落ちた核燃料デブリは880トンのものがあるのに、1グラムの取り出しもできていません。

そして法定基準の20倍である20³シーベルトの汚染の地域に“帰還政策”が策定されていますが、人々の古里への帰還は遅々として進んでいません。そのような環境下、甲状腺がん患者も増え続けていますが、“復興の妨げになる”と言われて声をあげることすら困難な状態と聞きます。私たちは佐藤和良いわき市議（いのちのわブレイベント：1月21日講演会）で詳しく福島の現状を

知ることができました。

元日に能登半島でマグニチュード7.6という、2016年の大分熊本地震を上回る巨大地震が発生し、人々は悲惨な状態に陥っています。

地震、津波 これらは予知できない このことを私たちはまたしても厳しく思い知らされました。火山噴火も予知できません。震源地である珠洲市にはかつて原子力発電所が計画されていましたが、住民の反対運動があり2003年に計画は頓挫しています。これが稼働していたらフクシマを上回る事態となったことが想像されます。珠洲市の沖合の海底断層が150^{km}にわたって連動して動いた事が指摘されています。“沿岸の海底にある活断層”というのは、伊方原発のすぐ側を走る日本最大の中央構造線断層帯がそれに類似しています。そして、活断層の存在は言われていたが、海底にあるのできちんと調査されていなかった。伊方がまさにそれでしょう。

私たちの安心安全を担保するには、四国電力は最大限の努力をしなければなりません。武智舞子裁判長らは、そういう“住民目線”で私たちの訴えを受け止めた形跡は全くと言っていいほどにありませんでした。ただただ四国電力の言い分を鵜呑みにして判決文を書き上げたのです。司法の役割・課せられた使命を放棄した、と言えるでしょう。

今後は、弁護団と相談しながら福岡高裁控訴審にのぞむこととなります。引き続き皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いします。



弁護団声明

2024年3月7日

伊方原発をとめる大分裁判の会弁護団

本日、大分地裁は、伊方原発3号機の運転差止めを求める我々の願いを棄却する不当判決を言渡した。

本件訴訟において我々は、争点の絞り込みと平易化を行い、特に四国電力が伊予灘沖において三次元地下構造調査を実施していないことを最大の問題であるとして、裁判所の厳正な判断を求めてきたが、本日の判決は、この問題が福島原発事故を受けて原発の安全性を判断するうえで最大の争点である



ことを理解しようとせず、新規制基準の解釈においても、伊方原発の敷地周辺における三次元地下構造調査の必要性に関しても、四国電力の主張を鵜呑みにしたものであり、司法に課せられた使命を放棄したものである。

また、火山争点については、相対的安全性で足り、火山学の一般的見解に基づけば、運用期間中における巨大噴火の可能性が社会通念上容認できる水準以下であるなどという判断を行い、原告らの主張を排斥したが、巨大噴火のみならず火山事象が現在の火山学においても予想するものではないとの保守的な見解を無視するものであって、到底容認することができない。

そもそも我々は、裁判所に対し、新規制基準を絶対視することなく、保守的な安全性判断を行うべきであり、社会通念などという不明確な枠組みに依拠するべきではないと強く主張していたにもかかわらず、裁判所は、新規制基準を絶対視した上で、火山の論点に関して社会通念を理由に我々の主張を排斥した。

今年の能登半島地震は、改めて地震をはじめとする自然災害の発生時期や規模を予測することの困難性を明らかにした。本日の判決は、こうした貴重な教訓に背を向けるものであり、断じて容認することはできない。

我々は、直ちに控訴して、この不当な判決を粉碎していくこととする

判決要旨

【主文】

1. 原告住民の請求を棄却する
2. 訴訟費用は原告らの負担とする

第1 事案の概要

本件は、原告らが、被告の設置・運用する発電用（軽水型）原子炉施設（以下、発電用（軽水型）原子炉施設を単に「原子炉施設」といい、発電用（軽水型）原子炉を単に「原子炉」という。）である伊方発電所（以下「本件発電所」という。）3号機の原子炉（以下「本件原子炉」という。）は、地震及び火山の噴火に対する安全性を欠いており、その運転により重大な事故が発生し、これにより大量の放射性物質が放出されて、原告らの生命、身体、生活の平穏などの重大な法益に対する侵害が生ずる具体的危険があるとして、人格権に基づく妨害予防請求として、本件原子炉の運転の差止めを求める事案である。

第2 主な争点に関する当裁判所の判断

1 司法審査の在り方

原子炉等規制法が、原子力規制委員会が、原子炉施設の安全性に関する基準を規則で定めた上で、上記基準に適合するかを審査する旨定めているのは、原子炉施設の安全性が確保されないときは、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、上記災害が万が一にも起こらないようにするため、事前に原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される。そして、同法は、上記基準の策定及び審査については、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることから、原子力規制委員会の科学的、専門的知見に基づく判断に委ねる趣旨と解するのが相当である。そうすると、原子力規制委員会において、新規基準に適合すると判断された原子炉施設について、その安全性が確保されているか否かについては、新規基準及び上記判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、新規基準に不合理な点があり、あるいは原子炉施設が新規基準に適合するとした原子力規制委員会の判断の過程に看過し難い過誤、欠点があると認められる場合には、上記判断に不合理な点があるものとして、当該原子炉施設は安全性を具備していないものと認めるのが相当である。

そして、人格権に基づく妨害予防請求における主張立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、事業者は、原子炉施設の安全性に関する科学的、専門的知見及び資料を十分に保有しているものと認められ、他方、原子炉施設の周辺住民は、原子力規制委員会によりその保有する情報の公開がされていることを踏まえてもなお、これらの科学的、専門技術的知見及び資料を十分に保有しているとはいい難いことなどの点を考慮すると、被告において新規基準及び原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことの主張、立証を尽くさない場合には、新規基準又は上記判断に不合理な点があり、当該原子炉施設が安全性を欠いていることが事実上推認されるというべきである。

2 地震について

(1) 新規基準の合理性の有無（三次元地下構造調査に係る規定の合理性の有無）

新規基準は、地震動評価の過程における敷地および敷地周辺の地下構造の把握につき、原則として、三次元的な地下構造により検討することを要求するが、地震観測記録の分析、各種調査及び二次元または三次元の物理探査等により三次元的に地下構造を調査した結果、地下構造が水平成層かつ均質と認められる場合には、一次元又は二次元のある程度簡易的な地下構造モデルでも基準地震動の策定にほとんど影響がないため、地下構造モデルを一次元又は二次元のものとする事ができる旨定めたことが認められる。これは、石油探査等の資源探査においては、当該資源の位置を正確に把握することが重要であることから、三次元物理探査が一般的に行われているのに対し、基準地震動の策定においては、地下構造の影響による地震波の伝播特性を把握し、これを踏まえた地下構造モデルを作成することが重要であるところ、新規基準は、このような観点から、三次元物理探査によることなく、地震観測記録の分析、各種調査及び二次元物理探査等を適切に組み合わせることによって、地下構造が水平成層かつ均質であると判断することは可能であり、その場合、地震波の伝播特性への影響がほとんどないことから、地下構造モデルを一次元または二次元のものとする事ができるとするものであると認められ、不合理な点は認められず、また、常に三次元物理探査を実施することを要求しているものでもない。

(2) 基準地震動に関する適合性審査の合理性の有無

ア 本件発電所敷地の三次元的な地下構造の検討懈怠の有無

前記（１）のとおり、新規制基準は常に三次元物理探査を実施することを要求しているものではない。そして、被告は、本件原子炉施設建設時に、本件原子炉の炉心付近における孔数150孔のボーリング調査、総延長約1万4600mにわたる地表弾性波探査等各種調査を実施し、さらに、平成22年、深部ボーリング調査及び二次元物理探査等を実施し、これらを含む各種調査結果から、本件発電所敷地の地盤が、主に塩基性片岩からなり、地震動の顕著な増幅をもたらすものではない非常に堅硬な岩盤であると把握し、本件発電所敷地の地下構造を評価しているところ、上記地盤の性質や、被告が実施した上記各種調査等に不合理な点は認められないことに照らせば、三次元物理探査を実施することなくした被告の上記評価が不合理であるとは認められない。

イ 地質境界としての中央構造線が活断層であるか

伊予灘においては、被告が佐田岬半島北岸部において、約1km間隔の測線を縦横に設定して最新の調査手法であるショートマルチチャンネル方式を用いて実施した海上音波探査を含め、各種調査機関による総延長約6700kmに及ぶ高密度かつ高解像度の海上音波探査記録が取得されているところ、被告は、これらに基づき、中央構造線断層帯（敷地の沖合約8km）より南側には活断層による累積的な変形は認められないこと等を踏まえて、地質境界としての中央構造線が活断層でなく、佐田岬半島北岸部に活断層は存在しないと評価しているところ、多数の地質学の専門家らによっても同様の評価がされており、上記評価は合理的なものであると認められる。

3 火山事象について

（１）立地評価に係る令和元年火山ガイドの合理性の有無

科学技術を利用した各種の装置、施設等の利用には、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているが、その危険性（事故等の起きる確率）が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさとの比較衡量の上で、これを一応安全なものであるとして利用しているのであって、このような相対的安全性の考え方は、原子炉施設の安全についても妥当するといふべきである。これを前提に、巨大噴火の可能性評価についてみるに、巨大噴火の発生頻度は極めて低いと認められることからすれば、現在の火山の状態を評価して、当該火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価でき、かつ、火山学の知見の進歩を踏まえても、運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学

的に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合に、巨大噴火の危険性（巨大噴火が発生する確率）が社会通念上容認できる水準以下であるとして、運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいと判断できるとすることは、巨大噴火を想定した法規制や防災対策が原子力安全規制以外の分野で行われていないことを踏まえ、相応の合理性を有しているものと評価できる。

そして、火山噴火の時期及び規模を的確に中長期的に予測することはできないものと認められるが、巨大噴火が発生するには、地下浅部に大規模な珪長質マグマ溜まりが存在することが必要であるところ、マグマ溜まりの蓄積から巨大噴火に至るまでに、原子力発電所の運用機関を上回る時間を要するとの一般的な知見があることからすると、地球物理学的手法等により、地下浅部に大規模な珪長質マグマ溜まりが存在するものとは認められない場合には、地殻変動の観測データ等の評価結果も総合考慮した上で、当該火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価することは合理的であると認められ、また、火山学の知見の進歩により、運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られた場合、当然これを考慮すべきであることからすると、巨大噴火の可能性が十分に小さいと評価するに当たって、上記具体的な根拠が得られていないことを要求することも合理的であると認められる。

そして、令和元年火山ガイドが、原子力発電所の運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいと判断した火山の噴火規模については、最後の巨大噴火以降の最大規模を想定する点については、巨大噴火を機にマグマ供給系、活動様式の変化が見られる火山が多数指摘されていることや、巨大噴火が、それよりも小さい通常の噴火とは異なるメカニズムで発生するものと考えられていることなどからすれば、合理性があるものと認められる。

（２）立地評価に関する適合性審査の合理性の有無

阿蘇4噴火以降の火山噴出物の化学組成からカルデラ中央部は玄武岩質火山活動で特徴付けられており、また、マグマ溜まりの検出を目的とする各種探査の結果に基づく阿蘇の地下におけるマグマ溜まりの規模、形状等からすれば、阿蘇の地下浅部に巨大噴火を引き起こす大規模な珪長質マグマ溜まりは存在しないと考えられ、被告による阿蘇のマグマ溜まりは巨大噴火直前の状態ではないとの評価は、科学的合理的根拠によって裏付けられているものと認められる。

そして、被告が、阿蘇4噴火以降の最大規模の噴火で

ある阿蘇草千里ヶ浜噴火を想定して、阿蘇における設計対応不可能な火山事象の評価をしたことに不合理な点はない。

4 まとめ

基準地震動の策定につき、新規制基準及び適合性審査に不合理な点はないものと認められ、また、令和元年火山ガイドに不合理な点はないものと認められるとこ

ろ、被告による火山事象の評価は、これに適合しているものと認められる。そして、他に、本件原子炉施設が安全性を欠いていると認められるに足る証拠はないことからすると、本件原子炉施設に安全性に欠けるところがあり、原告らの生命等の重大な保護法益に対する侵害が生ずる具体的危険があるとは認められない。

以上

政権と電力会社に屈し、国民生活を無視した判決！！

裁判官たちに人間としての心はなかった

徳田靖之（弁護団共同代表）

色々な判決を想定していましたが、私たちが想定したなかでの最低の判決でした。どこかで聞いた、あるいはどこかで読んだことのある判決が、そのまま読まれているのではないかと、という風に、判決要旨を聞きながら耳を疑いました。

私たちは、原発訴訟というのは科学的あるいは専門技術的な訴訟になりがちだということを、私たちに分析したうえで、ごくごく普通の裁判官が伊方原発をとめるとすれば、どのような理由によることになるだろうか、どのような根拠だったら、ごくごく普通の裁判官も、伊方原発をとめる判決を書くことができるだろうか、ということを考えました。それを考えた上で、私たちに争点を絞り込み、なおかつ争点を分かりやすくするという、“大分方式”と呼んでいるやり方でこの裁判を進めてきたわけです。

今回の判決に関与した裁判官たちには、全く、私たちの願いは届かなかったと痛感しています。

判断を分けるのは、どのような判断基準で裁判所として判断すべきか。基準の問題が最も大きいのです。伊方原発については、三次元地下構造調査をやっていない。伊方原発の北、伊予灘の北に地質境界としての中央構造線があるのですが、これが活断層であるのかということについては、科学者間で結論がでていない。ここに正に、伊方原発における安全性の弱点がある。そのように私たちに捉えたうえで、その地質境界としての中央構造線が活断層であるかどうかを精査するためには、福島原発事故後に新たに設定された、新規制基準が言うところの“三次元地下構造探査”が必要だ、というふうに論理展開してきたわけです。

私たちの命、私たちの家族、そして私たちのふるさとを守り抜くために、私たちはこのたたかいをやめるわ

けにはいきません。

この不当判決に対して、ただちに控訴して徹底的にたたかいつづけるということをお話しして、私の報告とします。

国の原発回帰方針を追認する最低判決

松本文六（原告団共同代表）

判決を聞いて、一体どうなっているのかと思いました。「あきれ果てる」というのが私の率直な実感です。7年にわたって裁判闘争といわれるものやってきたのですが、一体それが何だったのかと思わざるを得ません。

現在の国の“原発回帰”の方針について、それに反する判決を出したら出世できないと、そういう発想で今回の判決があったのではないかと思います。

日本の裁判制度というのはい体どうなっているのか。裁判所は国民の幸せを第一に考えるものと思ったのですが、そうではなかった。



福島原発事故の影響で、いまや370名を越す子どもの甲状腺がん患者がいるのです。その原因についてはスクリーニング効果、過剰診断だとして放射線科の医師が世論を、民意を押さえ込んでいくということが国を挙げてやられているということです。

“原発回帰”の流れに棹さず、ということは絶対許されないと、裁判闘争以外に世論を喚起するような運動ができれば、と思っています。

本日の判決には四電の言うとおりの文章しか出てい

ない。今後の原発反対運動が権力側に押さえ込まれる危険性がある。それをどうにかしなければ、と逆に本日の判決を聞いて思いました。

あまりに酷すぎて、怒りをかき立てる判決

岡村正淳（弁護団共同代表）

3月7日という判決日の告知をする、というのは良い判決を出すのでは、という思いがあったのですが無残にも裏切られました。裁判所にあまり期待を持ってはいけない、ということを安保法制の裁判などを通じて思っていたつもりですが、それにしても今回の判決はあまりにも酷すぎたと思います。単なる“期待外れ”ではなく、微塵も裁判所が悩んだ形跡がうかがえません。そういう結論です。あえて判決日を告知したということは、むしろ裁判所は原発反対運動あるいは原発稼働の差止めを求める運動に対して、挑戦的な姿勢を有する、そういう感じをもたせる判決でした。

あまりにも酷すぎて、怒りをかき立ててくれる判決であったと言えます。その怒りを燃え立たせて、引き続きこのたたかいを続けていきたいと思えます。

司法の“原発安全神話”の再来

網野沙羅（伊方原発をとめる広島裁判事務局長）

“万が一にも原発事故を起こさない安全性審査”を原子力規制委員会がやっているのだったら、私たちは裁判を起こしていないのです。なんで裁判長はこんなアホな勘違いを、意図的なのかどうか分かりませんがやったのかな、というのが不思議でした。

原子力規制委員会は設立当初から言ってきました。「リスクゼロはない。原発事故は起こるものとして規制基準を作成します」そして「安全とは申しません」。

だから、原発事故が起こることを前提として避難するように避難計画を策定しなさい、と法令でも義務づける。それを受け入れるかどうかは住民の皆さんの判断ですとまで言った。

私たちはそれに対して、「避難はできない、原発をとめてください。それは受け入れられない」として裁判を起こしているわけです。

にもかかわらず、今回の判決の要旨を見ると司法判断の枠組みのところ「原子力規制委員会は万が一の過酷事故を起こさないために安全性を審査するのです」そして「審査を通ったものについては安全性が認められたものだ」としています。これは、“原発安全神話”の再来です。福島原発事故前に戻った！と思えました。何やっているのですか、裁判官たちは！



広島裁判の会 哲野イサク氏

ムダなお金と時間を私たちに掛けさせた裁判長、司法は本当に反省してもらいたい。

私たちは決して負けた訳ではない

井出久司（さよなら原発四国ネットワーク）

原発をとめる四国ネットワークの井手です。環瀬戸内会議という瀬戸内海を守る会の幹事もしています。

先ほど、科学者云々の話がありましたが、私も生物学をやった科学者なので一言いわせていただきます。科学は過去の専門家であって、未来の専門家ではない。このことを常識的に考えることのできる人であれば、信頼できると思えますのでよろしく。

今回、大分地裁の裁判で負けることは、ある程度予想できました。昨今の自民党政権、岸田政権の動きを見れば、この、3月11日（3.11 福島事故）の前に原発反対派を勢いづかせるような判決は書かないだろう、という思いがありました。もう、出来レースだろうと思いました。

ただ、たたかいというのは、何かを守るもので、私たちは確かにこの裁判、今回負けました。しかし、私たちは人間としての尊厳と誇りを守り、たたかっています。逆に裁判官たちは自分たちの矜持や誇りを、金と権力の前に捨て去ったのです。そのことを考えると、私たちは決して負けたわけではありません。

子どもたちの未来のために諦めない

宇都宮陽子（応援団共同代表）

判決を法廷のなかで聞いた瞬間、大きな怒りがこみ上げてきました。本当に深い悲しみのなかに今、います。私たちの声は届かなかったのか、そんな悲しみです。7年前にこの裁判の会に参加するとき、今日と同じようにたくさんの方にお集まりいただき、たくさんの方の前で「私はひとりの母親として、子どもたちの未来のために、原発を止めたいのです」と言ったことをあらためて思い出しました。

13年前に福島原発事故が起こった時、まだ幼かった

娘を抱きながら「これからどうなるのだろう、私はこの子を守ることができるだろうか」と思いました。その思いのまま、裁判の会に参加し、多くの皆さんと繋がりがたかたかしてきました。

裁判のなかで、原告意見陳述などを通じてしっかりと自分の思いを、自分の言葉で裁判官に伝えてきたと思います。その私たちの思いが、いっさい届いていなかったことが残念です。何より悲しいです。

しかし私たちは、これで諦めることはありません。この長い裁判のなか、たくさんの方がつながって一緒にたたかってくれていると思います。だからこそ次のステップに進んで、子どもたちの未来のために原発をなくしていこうと思っています。

司法は福島事故をもう忘れたのか！

中山田さつき（原告団共同代表）

四国電力の主張のコピーを読んでいるかのごとき、裁判所の判決要旨の読み上げでした。

私たちの主張は一向に顧みられず、「専門家もそう言っている」その専門家って誰なのか。四国電力が選んだ専門家ですよね。あの広島高裁で山口の裁判の会の仮処分原告勝訴（2020年1月17日）のとき、専門家の意見が分かれたときに、“保守的なほうを採らなくちゃいけない。より安全性の高い方を選ばなくてはならない”としたあの広島高裁決定の真逆の判決ですよ。

本当に悔しいですが、この私たちの訴訟は「脱原発社会を切り開く」ということを目標とする訴訟でした。

伊方だけでなく全国の原発をとめる。万が一の事故が起こる、その可能性をつぶすのは原発をとめるしかないという、そういう切羽詰まった裁判でした。

福島第一原発事故がおきて、その後私たちがこの訴訟を起こすときに熊本大分地震が起きました。ついこの前は能登の地震です。そこに原発が動いていたらどうなっていたのだろう。能登半島地震の人々のあの姿は、私たち自身の姿であると想像した方も多いことでしょう。

地震を経ても裁判所が出すのはこんな判決なのか。福島のことにはもう忘れたのか、と思うような判決でした。この判決に意気消沈することなく、私たちのたたかいは脱原発社会を切り開かねばいけない。でないと原発事故は必ず起きます。原発が動いている限り事故は起きます。原発事故は取り返しがつかないのです。万が一にも事故をおこしてはならない、というのが原発を動かすときの命題なのです。

だから私たちはたたかいを諦めるわけにはいかないのです。



3.7 判決はたたかいの途中にすぎません！

276名原告団で控訴しました 控訴審（福岡高裁）の取り組み

皆様方の引き続きのご支援、ご協力をお願いします。

3月7日大分地裁判決は大変悔しい結果となりました。福島事故の起きた3月11日を前にして、そして元日に発生した能登半島大地震のあとの判決でもあり、全国的な注目が集まった判決でした。7年間の私たちの訴えが全くと言ってよいほどに、裁判官たちに届いていなかった、この厳しい現実を目の当たりにしました。マスコミは地元紙全国紙、主要テレビなどは私たち原告、弁護団の声を報道してくれました。私たちの訴えの切実さを理解してくれました。

福岡高裁では、大分地裁原告団569名に対して

約半数の原告団となります。これは大分地裁の7年間の裁判で原告団の高齢化も一層進んだこと、そして舞台が福岡高裁へとステップアップすることもあるでしょう。さしあたり原告一人あたり1万円拠出ということもありました。さらに戦術を練りあげて大分地裁のたたかいに引き続き、276名原告団で福岡高裁の取り組みを進めてまいります。

なお、今回、控訴審原告を希望されなかった方々につきましては、今後とも応援団員としてご協力いただき、控訴審の取り組みを応援していただくことを切にお願い申し上げます。